振草川漁業協同組合
内共第４号及び第５号第５種共同漁業権遊漁規則

（目的）
第１条　この規則は、振草川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第４号及び第５号第５種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（あめのうお）、おいかわ（しらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣、毛針釣及びルアー釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第１１条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第１１条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。
４　遊漁者は、直ちに、第７条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）
第３条　この漁場の区域内においては、竿釣及び旋刺網（地方名称「まき網」をいう。）以外の方法で遊漁をしてはならない。
２　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規　　模
旋　刺　網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ１センチメートル以上

3　漁場区域内における、あゆの遊漁については、次条第１項の規定によるあゆについての解禁の日から７月３１日までは、竿釣（友釣及びルアー釣限る。）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。また、大千瀬川の御殿橋から川角橋の区間においては、竿釣（ルアー釣に限る）による遊漁をしてはならない。

4　あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

5　次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1)　水中に電流を通じてする漁法

(2)　びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）

(3)　動力を利用する瀬干漁法

(4)　火光を利用して行う漁法

(5)　水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（遊漁期間）

第４条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、エ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間
あ　ゆ	竿釣（ルアー釣除く）	禁止区域を除く全域	５月１１日から１２月３１日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	竿釣（ルアー釣）	大千瀬川の御殿橋から下流川角橋の区間及び禁止区域を除く全域	同上
	旋刺網	禁止区域を除く全域	８月１日から１２月３１日まで
あまご	竿釣	禁止区域を除く全域	２月１日から９月３０日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	竿釣 旋刺網	禁止区域を除く全域	５月１日から９月３０日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ	竿釣	禁止区域を除く全域	３月１日から１１月３０日まで
	旋刺網	同上	８月１日から１１月３０日まで

２　前項の公表は、組合及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第５条　前条に規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
振草頭首工えん堤の上流端の上流２００メートルから同上流端の下流１００メートルまでの区域	１月１日から１２月３１日まで

（全長制限）

第６条　次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
う　な　ぎ	２０センチメートル
あ　ま　ご	１５センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合において遊漁者が満 18 歳以下の者のときは無料とし、第２項ただし書きに規定する方法により納付するときはあゆについては１，０００円、あまごについては５００円、雑魚については２００円を加算した額とする。

一　竿釣による遊漁の場合

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料
あ　ゆ	竿　釣	１日　２，５００円
		１年　１５，０００円
あまご	同	１日　１，５００円
		１年　５，０００円
うなぎ及びおいかわ（以下「雑魚」という。）	同	１日　２００円
		１年　１，０００円

二 その他の場合

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料
あ　ゆ	旋　刺　網	１日　３，０００円
雑　魚	同	１日　１，０００円

２　遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

３　前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。また、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第８条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所
（２）承認期間
（３）魚種
（４）漁具・漁法
（５）遊漁区域
（６）遊漁料の額
（７）注意事項
（８）発行者名

２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第９条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁

者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

５　遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第１０条　漁場監視員は、遊漁者に対して、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（１）氏名

（２）有効期間

（３）注意事項

（４）その他必要な事項

（５）発行者名

（違反者に対する措置）

第１１条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

（附　　則）

この規則は令和６年１月１日、又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。

（附　　則）

この規則は令和８年５月２８日から施行する。